

研究大学強化促進事業若手新分野創成研究ユニット・フロンティア
(B-3 フロンティア)

令和4年度採択ユニットの最終評価について

本学の研究大学強化促進事業では、名古屋大学の自由闊達な研究風土を活かし、日本や世界の未来を託せる真に独立したリーダーとなる若手研究者の育成を目指し、学内プログラムの一環として、研究領域の異なる若手研究者が集まり、自らの独創的な発想を自ら行う「若手新分野創成研究ユニット」を設置・推進してきた。当ユニットでは、若手教員の分野を越えた積極的な研究活動が確認され、学内への定着も進んできたことから、ユニットの構成員がさらに学内外へ飛躍する礎とするため、設置期間が終了するユニットから公募を行い、「若手新分野創成研究ユニット・フロンティア」として引き続き支援を行ってきた。

令和4年度に採択したユニットについて、令和5年度末に設置期間が終了することから、最終評価を実施する。

1. 最終評価の方針

- ・令和4年度に採択した2ユニットについて、異分野融合等による将来の重要な学問分野の創造への発展可能性を評価する。特に、斬新なアイデアやチャレンジ性、新原理の発展や斬新な着想、方法論の提案等本メニューの趣旨に沿った研究成果が上がったか、異分野の研究者同士の連携・協力体制が構築されているか、今後の共同研究等の展開、設置期間終了後の発展が期待できるかを評価する。
- ・最終評価の結果、S評価となったユニットは、引き続き「若手新分野創成研究ユニット・フロンティア」として活動を継続することを認め、1年間の経費支援に加え、アドバイザー及びURAによる支援を継続する。
- ・最終評価の結果、A評価となったユニットは、引き続き「若手新分野創成研究ユニット・フロンティア」として活動を継続することを認め、アドバイザー及びURAによる支援を継続する。

2. 最終評価の方法

(1) 最終評価の実施者等

最終評価は、年次実施状況等の評価担当者の協力の下、「研究大学強化促進研究ユニット運用委員会」(以下、「運用委員会」という。)が実施する。最終評価の結果に基づく具体的な支援のあり方については、研究大学強化促進事業の予算状況を踏まえ、研究戦略部会にて最終的な決定を行う。

(2) 最終評価の手順

- ①運用委員会委員により、各ユニットから提出された成果報告書(最終評価用)について、「(4) 総合評価基準」に基づき評価を行う。

②書面評価及び各ユニットへのアドバイザーによるヒアリングに基づき、運用委員会において合議審議を行い、総合評価を決定する。

③評価結果については、研究戦略部会等に報告する。

(3) 評価の観点

最終評価の実施者は、『研究大学強化促進事業』Bメニュー研究ユニット評価等実施要領に基づき、①～④の各区分の評価等の観点に基づき、評価等を実施する。

区分	評価等の観点
①	当初構想・計画どおりに研究活動が進捗しているか。
②	本メニューの主旨（斬新なアイデアやチャレンジ性、新原理の発展や斬新な着想、方法論の提案等）に沿った研究成果等が挙げられたか。
③	異分野の研究者同士の連携・協力体制が構築され、今後の共同研究等の展開が期待できるか。
④	異分野融合等による将来の重要な学問分野の創造が期待され、ユニット設置期間終了後の発展可能性はあるか。

(4) 総合評価基準

研究拠点形成状況について

区分	基準
S	「若手新分野創成研究ユニット・フロンティア」として本プログラムが求める水準を満たしており、特に優れた成果を上げている。今後の大きな発展が期待できる。
A	「若手新分野創成研究ユニット・フロンティア」として本プログラムが求める水準を満たしている。
B	「若手新分野創成研究ユニット・フロンティア」として本プログラムが求める水準を満たしていない。

3. その他

(1) 評価結果の通知

運用委員会委員長は、評価結果を当該ユニット及び所属部局長へ速やかに通知する。

(2) 利害関係者の排除

各委員は、利害関係を有するユニットの審査は行わないこととする。

(3) 秘密保持

審査員として取得した情報は、善良な管理者の注意義務をもって管理し、外部に漏らしてはならない。